

第43号議案

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

令和元年6月21日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

提案理由

J R 芦屋駅南自転車駐車場7及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場8の供用を令和元年9
月30日をもって廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和63年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>(業務時間等)</p> <p>第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、JR芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、JR芦屋駅南自転車駐車場1、JR芦屋駅南自転車駐車場2、JR芦屋駅南自転車駐車場3、JR芦屋駅南自転車駐車場4、JR芦屋駅南自転車駐車場6及びJR芦屋駅南自転車駐車場9については、午前6時から午後10時までとする。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅南自転車駐車場6</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>JR芦屋駅南自転車駐車場9</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅南自転車駐車場6	(略)	JR芦屋駅南自転車駐車場9	(略)	<p>(業務時間等)</p> <p>第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、JR芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、JR芦屋駅南自転車駐車場1、JR芦屋駅南自転車駐車場2、JR芦屋駅南自転車駐車場3、JR芦屋駅南自転車駐車場4、JR芦屋駅南自転車駐車場6、<u>JR芦屋駅南自転車駐車場7</u>、<u>JR芦屋駅南自転車駐車場8</u>及びJR芦屋駅南自転車駐車場9については、午前6時から午後10時までとする。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅南自転車駐車場6</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>JR芦屋駅南自転車駐車場7</u></td> <td>芦屋市業平町965番2先</td> </tr> <tr> <td><u>JR芦屋駅南自転車駐車場8</u></td> <td>芦屋市業平町936番2先</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅南自転車駐車場6	(略)	<u>JR芦屋駅南自転車駐車場7</u>	芦屋市業平町965番2先	<u>JR芦屋駅南自転車駐車場8</u>	芦屋市業平町936番2先
名称	位置														
阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅南自転車駐車場6	(略)														
JR芦屋駅南自転車駐車場9	(略)														
名称	位置														
阪神打出駅前自転車駐車場～JR芦屋駅南自転車駐車場6	(略)														
<u>JR芦屋駅南自転車駐車場7</u>	芦屋市業平町965番2先														
<u>JR芦屋駅南自転車駐車場8</u>	芦屋市業平町936番2先														

改正後	改正前
<p>別表第2（第5条関係）</p> <p>1 JR芦屋駅北自転車駐車場の使用料 ～ 3 阪神打出駅前自転車駐車場，阪急芦屋川駅北自転車駐車場及びJR芦屋駅南自転車駐車場3の使用料</p> <p>(略)</p> <p>4 阪神打出駅南自転車駐車場，阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場，JR芦屋駅南自転車駐車場1，JR芦屋駅南自転車駐車場2，JR芦屋駅南自転車駐車場4，JR芦屋駅南自転車駐車場6及びJR芦屋駅南自転車駐車場9の使用料</p> <p>(略)</p> <p>5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料 ・ 6 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の使用料</p> <p>(略)</p> <p>備考 1～5 (略)</p>	<p>JR芦屋駅南自転車駐車場9 (略)</p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <p>1 JR芦屋駅北自転車駐車場の使用料 ～ 3 阪神打出駅前自転車駐車場，阪急芦屋川駅北自転車駐車場及びJR芦屋駅南自転車駐車場3の使用料</p> <p>(略)</p> <p>4 阪神打出駅南自転車駐車場，阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場，JR芦屋駅南自転車駐車場1，JR芦屋駅南自転車駐車場2，JR芦屋駅南自転車駐車場4，JR芦屋駅南自転車駐車場6，<u>JR芦屋駅南自転車駐車場7</u>，<u>JR芦屋駅南自転車駐車場8</u>及びJR芦屋駅南自転車駐車場9の使用料</p> <p>(略)</p> <p>5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料 ・ 6 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の使用料</p> <p>(略)</p> <p>備考 1～5 (略)</p>

附 則

この条例は，令和元年10月1日から施行する。

参 照

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

J R 芦屋駅南自転車駐車場 7 及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 8 の供用を令和元年 9 月 3 0 日をもって廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

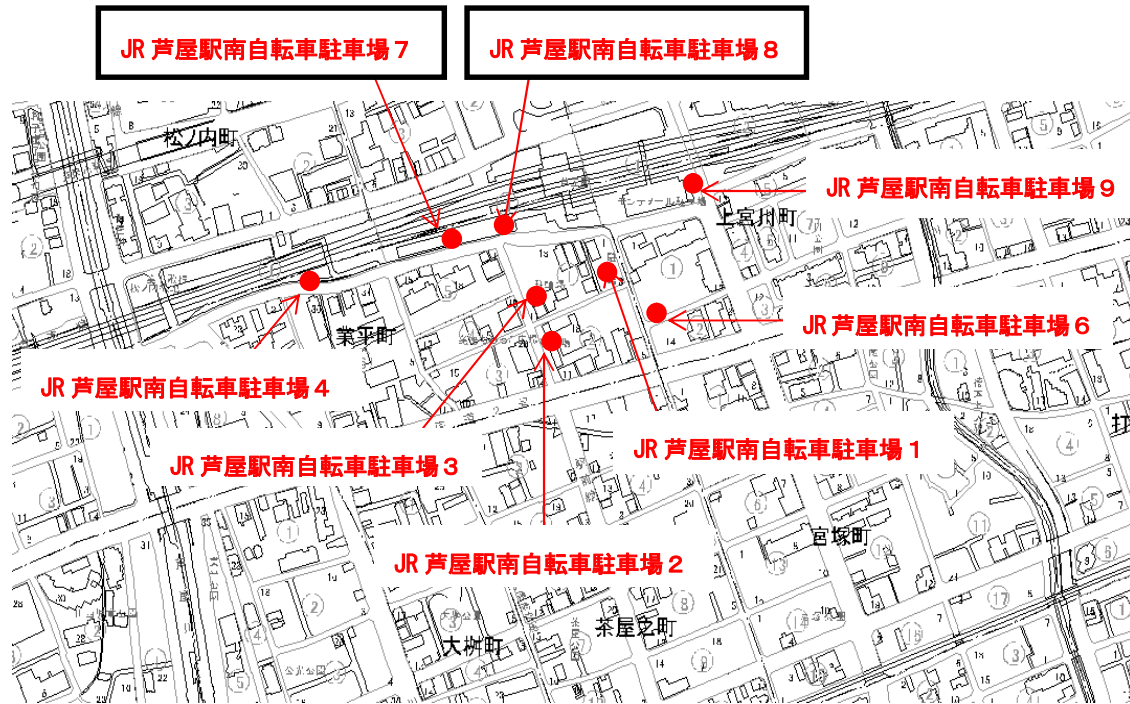
2 改正の内容

J R 芦屋駅南自転車駐車場 7 及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 8 の供用を廃止する。
(第 3 条の 2, 別表第 1 及び別表第 2 関係)

3 施行期日

令和元年 1 0 月 1 日

<位置図>



名 称	収 容 台 数	
J R 芦屋駅南自転車駐車場 1	自 転 車	9 1 台 (定期使用)
	原動機付自転車	5 0 台 (定期使用)
J R 芦屋駅南自転車駐車場 2	自 転 車	1 7 8 台 (定期使用)
J R 芦屋駅南自転車駐車場 3	自 転 車	1 2 8 台 (定期使用) 2 2 0 台 (一時使用)
	原動機付自転車	4 3 台 (一時使用)
	自動二輪車	7 台 (一時使用)
J R 芦屋駅南自転車駐車場 4	原動機付自転車	7 3 台 (定期使用)
J R 芦屋駅南自転車駐車場 6	自 転 車	6 7 台 (定期使用)
	原動機付自転車	2 0 台 (定期使用)
J R 芦屋駅南自転車駐車場 7	原動機付自転車	1 9 台 (定期使用)
J R 芦屋駅南自転車駐車場 8	自 転 車	3 3 台 (定期使用)
J R 芦屋駅南自転車駐車場 9	自 転 車	2 4 台 (定期使用)